

石川県関係人口創出・拡大プログラム造成支援業務仕様書

1 委託業務名

石川県関係人口創出・拡大プログラム造成支援業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

石川県では、現在、石川県関係人口マッチングプラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）を構築中であり、地域活性化に取り組みたいと考えている方（サポーター）と地域団体等（オーナー）を繋ぐ仕組みとして、11月のリリースを目指している。

本業務では、プラットフォームに掲載し、地域内外の交流機会を創出するプログラムを、地域団体等と連携・協力して造成することで、プラットフォームの利活用および本県の更なる関係人口の創出・拡大を図る。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

4 委託金額

10,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

(1) プラットフォームに掲載する地域内外の交流機会を創出するプログラムの造成支援

- 都市部にいながら多様な形で地域に関わる関係人口の継続的かつ多頻度な来訪を促し、地域や人との繋がりを深めることを目的に、地域団体等と連携・協力してプログラムを造成すること。なお、造成主体となる地域団体等は受託者にて選定・発掘すること。また、プログラムの基準については、以下を参照すること。

NO	基準
1	公益を目的とする取組みであること
2	地域団体等が自ら実施する取組みであること
3	継続的な実施や関係人口との継続的な関わりが見込める取組みであること
4	関係人口に対し、具体的な役割が用意できる取組みであること
5	関係人口に対する報酬等は、原則、無償とする。ただし、関係人口に対する旅費交通費等の支給が発生する場合は、実費（費用弁償）の範囲を超えないこと
6	営利を主たる目的とする取組みでないこと
7	宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする取組みでないこと
8	反社会的又は公序良俗に反する取組みでないこと
9	プラットフォームの目的に合致する取組みであること

- ・ プログラム造成数は 50 プログラム以上とすること。
- ・ そのうち、11 月のリリース時にプログラムが掲載されている形とするため、10 月中旬までに 15 プログラム程度を造成すること。なお、プラットフォームへの掲載については委託者で行うこととし、受託者は、委託者が指定するフォーマットに従って情報提供すること。
- ・ プログラムの造成地域は県内全域とし、以下の地域ごとに少なくとも 10 個程度造成すること。なお、県内全 19 市町で少なくとも 1 個造成するのが望ましいが、必ずしもその限りではない。
 - 奥能登地域（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）
 - 中能登地域（七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）
 - 石川中央地域（金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町）
 - 南加賀地域（小松市、加賀市、能美市、川北町）
- ・ プログラムについては地域や人との関係性の深化に繋がるような内容とすること。また、年度を通じた継続的な来訪機会を提供するため、複数回の参加を促せるようなプログラムも造成すること。なお、テーマについては、以下の分類を参照いただき、テーマごとに少なくとも 5 個程度造成すること。（ただし、NO.8～NO.10 はその限りではない）

《 造成するプログラムのテーマ 》

NO	プログラムの分類	内容例
1	自然との共生に関わる	川遊び、キャンプ等のアウトドア、自然体験、自然を守る、自然観察、飼育等
2	子どもの未来に関わる	夏休み教育、子どもの見守り、教育支援、こども食堂、居場所づくり、大学生のゼミ活動・合宿、課題解決に向けた実践等
3	コミュニティに関わる	交流拠点店番、スローツーリズム、移住希望アテンド、清掃、住民との交流、ワークショップ等
4	地場産業に関わる	農作業・酒づくり・漁業体験、インターンシップ、事業開発、事業承継、創業等
5	地域の文化に関わる	伝統文化の継承、祭りの運営、芸術祭の運営、コンサートの運営、芸術による地域振興等
6	心と体の健康に関わる	ウォーキング、フレイル予防、体操、高齢者見守り、スポーツ大会、スポーツによる地域振興等
7	復興や防災に関わる	復興支援、防災等
8	やむを得ない地域居住者等向けのイベントに参加する	発災時の居住市町に一時帰郷するイベント、現在居住する県内市町での同一地域からのやむを得ない地域居住者等との交流機会向けイベント・プログラムへの参加等

9	地域のことをもっと知る	市町で開催されるイベント情報や市町の情報の受信等
10	その他	

- ・ プログラムごとの受入人数については、連携・協力する地域団体等と調整のうえ、必要な人数を設定すること。
- ・ プログラム造成にあたって個別に要した経費等の負担については、1 プログラムあたり 10 万円を上限とすること。なお、当該負担に係る費用については委託費の範囲内とする。
- ・ 造成にあたって、実施先となる市町とも調整を図り、トラブルが生じないよう、万全を期すること。
- ・ 令和 7 年度までに既に公費の補助を受けて造成・実施しているプログラム等は対象外とすること。

(2) プログラムの実施支援・サポート

- ・ プログラムの実施に際して、地域団体等や参加する関係人口の方々のサポートを行うこと。また、実施主体となる地域団体等 1 つにつき少なくとも 1 件は、プログラム実施当日に現地でのサポートを行うこと。
- ・ プログラムの実施後は、課題等を踏まえたプログラムのブラッシュアップ等のアフターフォローを図るなど、プログラムの改善や地域とプログラム参加者による継続的な関係構築等をサポートすること。
- ・ プログラムの実施にあたって個別に要した経費等の負担については、先述した 1 プログラムあたり 10 万円の範囲内とすること。
- ・ なお、プログラムの実施にあたっては、実施先となる市町に声掛けを行うなど、主体性を促すため、プログラムに参加してもらうのが望ましい（毎回でなくても可）。

(3) 都市部の関係人口へのニーズ調査の実施

- ・ 地域に関心を持つ関係人口となり得る方々等を対象にニーズ調査を実施し、求めている関わり等を把握すること。また、調査結果は(1)のプログラム造成にも反映すること。
- ・ 調査の方法や内容については提案によるものとし、市町や地域団体等における主体的な取組（プログラム造成等）の参考となるよう、具体的に提案すること。なお、最終的な方法・内容については、委託者と協議のうえ、決定するものとする。

(4) プログラム造成に係るマニュアルの作成

- ・ (1)～(3)を踏まえて、プログラム造成・実施に係るノウハウ等をまとめたマニュアルを作成すること。
- ・ 本マニュアルは、プラットフォーム等での公開を前提とし、利用者（市町や地域団体等のオーナー側）が容易に理解できるよう、以下の点に配慮したデザイン・内容とすること。

視認性：適切な文字サイズ（本文 12pt 以上）、行間、配色を採用すること

分かりやすさ：専門用語には注釈を付け、章ごとに図表や写真を 1 点以上活用すること

アクセシビリティ：スマートフォンやタブレット等でも閲覧できるよう配慮すること

構成：目次や章立てを明確にするなど検索性を高めること

納品形式：PDF および編集可能な Word データを提出すること

著作権：第三者の権利を侵害しない素材を使用すること

(5) その他

- ・ 本業務の実施状況及びそれを受けた今後の業務実施の方針・改善提案を適期（最低でも月に 1 度とする）に委託者へ報告すること。
- ・ (1)～(4)における運営、管理、その他本業務に係る付帯業務及び経費の支払を行うこと。
- ・ (1)～(4)以外で、本事業の目的を達成する上で有効なもので、受託者が独自に提案できる内容があれば、積極的に提案すること。また、提案した内容について、委託者から不足等を指摘された場合は、それに対応すること。
- ・ 本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、委託者と協議のうえ、実施すること。

6 成果品の提出

(1) 業務完了報告書

完了した全体事業の概要、効果測定等取りまとめ、報告すること。本事業の実施内容を記載した実績報告書を作成して提出すること。なお、A 4 以外のサイズを用いる場合は A 4 サイズに折りたたむこと。

(2) 電子データ

実績報告書データおよびマニュアルについては、併せて PDF および Word 等の電子媒体により提出すること。

(3) 提出期限

成果物の提出は令和 8 年 3 月 1 3 日（金）を期限とする。

7 支払い方法

原則として、実績報告書提出後に支払うこととする。ただし、いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会に協議し同意を得た場合、事業を執行した額を限度として、委託料の前金払を請求することができるものとする。

8 情報のセキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行う場合にあっては、別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9 著作権等

(1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、製作途中で政策案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の関係人口の創出・拡大に関する広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。なお、本事業の実施にあたって、ウェブサイトやSNSアカウントを作成した場合は、委託終了後、委託者と協議の上、当該ウェブサイト及びSNSアカウントを削除するか、委託者にアカウント情報を引き渡すこと。また、ウェブサイトやSNSアカウントを削除する際は、当該情報を記載している印刷物の廃棄や、リンクを掲載しているウェブサイトの管理者への削除依頼等を受託者において実施すること。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

- ① 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。
- ② 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利関係の留意事項

- ① 委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖

像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

② ドメインの再利用等に関するトラブル防止のため、以下のいずれかの措置を講じること。

(ア) 業務終了後、当該ドメインの管理権限を委託者に移管すること

(イ) ドメインを契約終了後 1 年間以上保持し、第三者による取得・悪用を防止すること

なお、上記のいずれかの対応を含む具体的な提案を業務計画書にて提示すること。

10 留意事項

- (1) 暴力団等の排除のため、受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、実行委員会はその責を負わないものとする。
 - ① 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (2) 業務の実施にあたっては、実行委員会や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合については、実行委員会と協議の上、決定するものとする。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面による実行委員会の同意を得なければならない。